

令和5年11月24日

市立各学校長 様

教育研究所長
高校教育課長

利用対象とする生成AIの追加について（通知）

令和5年7月13日付け「生成AIの学校現場での利用に向けた今後の対応について（通知）」において利用対象とした生成AIに新たな利用対象を追加し、その登録や利用に際しての留意事項について通知するものです。別添通知及び別紙を踏まえ、下記について貴職下関係職員に周知願います。

記

1 本市における利用対象とする生成AIの追加について

以下のとおり、教職員が利用可能となる生成AIの対象を追加いたします。利用にあたっては、令和5年7月4日付け文科省通知「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインの作成について」を十分に確認の上、適切に御判断ください。

2 利用対象の生成AIについて

新たに「Chat GPT (GPT-3.5)」及び「Canva for Education」の生成AI機能を利用対象として追加します。

3 留意事項

■【教職員の利用】

- ・教職員の私的なアカウントを業務に利用することは禁止されています。

■【児童生徒の利用】

- ・現在、市立小・中・特別支援学校の児童生徒用のマイクロソフトアカウントでBingのチャット機能及び、「Chat GPT」は利用できない仕様になっています。
- ・「Canva for Education」の生成AI機能の利用にあたっては、各機能の規約等を確認の上、適切に御対応ください。

4 申請フォーム

対象の生成AIを教育目的で使用しようとする教職員は、管理職にその旨を報告した上で以下の申請フォームより申請を行ってください。「Microsoft Bing Chat」利用の際に既に申請をされている方は、今回新たな申請は不要です。

5 その他

- ・別紙1「留意事項について」及び別紙2「生成AIの利用に関するQ&A」も併せて御参照ください。
- ・本通知の内容については、今後の国の動向も踏まえて適宜変更を行っていく予定です。

担当 教育研究所 片山、宮脇、丸野
電話836-1713
高校教育課 石郷、齋藤
電話829-1671